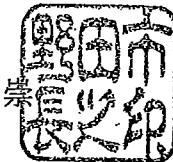




野環環第592号
平成25年2月5日

復興大臣 根本 匠 様

野田市長 根本 崇



「原発事故子ども・被災者支援法」施行に係る要望書

福島第一原子力発電所の原発事故による放射性物質の影響は、200キロメートル以上離れた野田市にまで及んでおります。そのため、本市は汚染状況重点調査地域に指定され、現在も除染実施計画に基づき除染を進めているところでありますが、そのような中、昨年6月21日に超党派による議員立法として「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(被災者支援法)が成立しております。

被災者支援法は、原子力施策を推進してきたことに伴う国の社会的責任と財政支援を明記し、特に放射性物質の影響を受けやすい子どもを保護するための施策を総合的かつ計画的に推進することとした、市民の立場に立った極めて評価できる法律であると考えておりますが、いわゆる理念法であることから、支援対象地域の指定、支援施策の具体的計画や事業内容等は明記されておりません。

そのため、昨年12月5日に、僭越ながら貴職に対し質問書を提出し、基本方針策定に係る進捗状況及び支援対象地域の指定の方向性をお聞きしたところでありますが、未だ明確な方針は示されていないところです。

この間、野田市においては市民から健康不安の声が多く寄せられているとともに、本法律に期待している旨の要望が出されている状況にあります。このような市民の不安を解消し、安心した生活を実現するため、早急に基本方針を策定するとともに、下記事項について要望いたします。

記

- 1 本市を含めた年間放射線量が1ミリシーベルトを超える「汚染状況重点調査地域」は全て、被災者支援法第8条第1項に規定する「支援対象地域」に指定すること。
- 2 被災者生活支援等施策については、実効性のある具体的な支援策を早期に実施し、その費用は全額国の負担とすること。